

参考：受給者証（裏面）

【子ども】

注 意 事 項

- この証は、北海道内の保険医療機関等において診療の助成を受けられる対象であることを証明するものですので、大切に保管してください。
- 保険医療機関等において診療を受ける場合は、被保険者証（又は組合員証）に添えてこの証を必ず窓口へ提出してください。
- 受給者の資格がなくなったときは、速やかに、この証を芦別市長に返してください。
- 氏名、住所地に変更があったときは、14日以内にこの証を添えて芦別市長にその旨を届け出てください。
- 加入している医療保険又はその内容に変更があったときは、14日以内に芦別市長にその旨を届け出てください。
- この証を破ったり、汚したり又は失ったりしたときは、再交付を受けてください。
- 有効期限を超過したときは、この証を使用することはできませんから、速やかに芦別市長に返してください。
- 不正にこの証を使用した者は、刑法により処分を受けます。

保険医療機関の皆様へ  
診療報酬明細書の請求について

- 未就学児及び小学生の入院・指定訪問看護  
子初の初診時と子課においては、医療保険と公費90・公費91の併用で請求してください。なお、医療保険の請求点数は「保険欄」に、一部負担金は芦別市で助成しますので、一部負担金を公費①の一部負担金欄へ記載してください。  
子初で初診時以外の月については、医療保険と公費90の併用で請求し、「保険欄」に請求点数のみ記載してください。
- 子課の場合 医療費の1割負担  
中学生、高校生及び小学生の入院・指定訪問看護以外並びに公費92のみの未就学児及び小学生  
医療保険と公費92の併用で請求し、「保険欄」に請求点数のみ記載してください。
- 1、2における月の負担上限額は次のとおりです。  
(1) 入院 57,600円（ただし、過去12ヶ月以内に左記額を超える額を負担した月が3月以上ある場合は、44,400円とする。）  
(2) 通院 18,000円

【重度心身障害者】

注 意 事 項

保険医療機関の皆様へ  
芦別市では高校生までの受給者について、初診時一部負担金及び1割に相当する一部負担金を助成しておりますので、受給者へ請求せず芦別市に請求してください。

注 意 事 項

- 初診の方、初診の場合に次の初診時一部負担金が自己負担となりますので、医療機関へ支払ってください。
  - ① 内科の診療を受ける場合 580円
  - ② 歯科の診療を受ける場合 510円
  - ③ 柔道整復師等受療の場合 270円
  - ④ その他芦別市長が定める額また、課の証の方は、一部負担金として診療費の1割に相当する額を支払ってください。ただし、月の負担上限額は次のとおりです。
  - ① 入院 57,600円（ただし、過去12ヶ月以内に左記額を超える額を負担した月が3月以上ある場合は、44,400円とする。）
  - ② 通院 18,000円
  - ③ その他芦別市長が定める額
- 保険医療機関等において診療を受ける場合は、被保険者証（又は組合員証）に添えてこの証を必ず窓口へ提出してください。
- 受給者の資格がなくなったときは、速やかにこの証を芦別市長に返してください。
- 氏名、住所地に変更があったときは、14日以内にこの証を添えて芦別市長にその旨を届け出てください。
- 加入している医療保険又はその内容に変更があったときは、14日以内に芦別市長にその旨を届け出てください。
- この証を破ったり、汚したり又は失ったりしたときは、再交付を受けてください。
- 有効期限を超過したときは、この証を使用することはできませんから、速やかに芦別市長に返してください。
- 不正にこの証を使用した者は、刑法により処分を受けます。

【ひとり親家庭等】

注 意 事 項

保険医療機関の皆様へ  
芦別市では高校生までの受給者について、初診時一部負担金及び1割に相当する一部負担金を助成しておりますので、受給者へ請求せず芦別市に請求してください。

注 意 事 項

- 親初の方、初診の場合に次の初診時一部負担金が自己負担となりますので、医療機関へ支払ってください。
  - ① 内科の診療を受ける場合 580円
  - ② 歯科の診療を受ける場合 510円
  - ③ 柔道整復師等受療の場合 270円
  - ④ その他芦別市長が定める額また、親課の証の方は、一部負担金として診療費の1割に相当する額を支払ってください。ただし、月の負担上限額は次のとおりです。
  - ① 入院 57,600円（ただし、過去12ヶ月以内に左記額を超える額を負担した月が3月以上ある場合は、44,400円とする。）
  - ② 通院 18,000円
  - ③ その他芦別市長が定める額
- 保険医療機関等において診療を受ける場合は、被保険者証（又は組合員証）に添えてこの証を必ず窓口へ提出してください。
- 受給者の資格がなくなったときは、速やかにこの証を芦別市長に返してください。
- 氏名、住所地に変更があったときは、14日以内にこの証を添えて芦別市長にその旨を届け出てください。
- 加入している医療保険又はその内容に変更があったときは、14日以内に芦別市長にその旨を届け出てください。
- この証を破ったり、汚したり又は失ったりしたときは、再交付を受けてください。
- 有効期限を超過したときは、この証を使用することはできませんから、速やかに芦別市長に返してください。
- 不正にこの証を使用した者は、刑法により処分を受けます。

※令和4年4月1日から、子ども医療費助成制度について所得制限を廃止したため、年齢を問わず「公費92」のみの受給者がいますので、請求の際は必ず公費番号の確認をお願いします。